官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○放送法第百四十条第一項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定を行い、同条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（総務三九八）　一
〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　五一
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三